

岩手県告示第937号

耕作の業務の規模の基準（平成12年岩手県告示第777号）の一部を次のように改正し、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
区 域	業務の規模の基準			区 域	業務の規模の基準		
	水 稲	陸 稲	麦		水 稲	陸 稲	麦
[略]				[略]			
八幡平市	[略]			八幡平市	[略]		
雫石町	[略]			雫石町	[略]		
[略]				[略]			
岩手町	[略]			岩手町	[略]		
<u>滝沢村</u>	<u>30</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>滝沢市</u>	<u>30</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
紫波町	[略]			紫波町	[略]		
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。